

令和7年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（法務省民事局）

項目名	譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法制化に伴う所要の措置								
税目	国税徴収法等								
要望の内容	<p>譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法制化に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。</p> <table border="1" data-bbox="900 792 1503 963"> <tr> <td data-bbox="900 792 1230 853">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1230 792 1503 853">－ 百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="900 853 1230 913">(制度自体の減収額)</td> <td data-bbox="1230 853 1503 913">(－ 百万円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="900 913 1230 963">(改正増減収額)</td> <td data-bbox="1230 913 1503 963">(－ 百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	－ 百万円	(制度自体の減収額)	(－ 百万円)	(改正増減収額)	(－ 百万円)
平年度の減収見込額	－ 百万円								
(制度自体の減収額)	(－ 百万円)								
(改正増減収額)	(－ 百万円)								
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>民法等に明文規定のない非典型担保として用いられてきた譲渡担保契約及び所有権留保契約について、私法上のルールを明文化・明確化することにより、その法律関係の安定及び予測可能性の向上を図り、もって不動産担保や個人保証に依存しない資金調達を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>不動産担保や個人保証に依存しない資金調達手法としては、在庫、機械等の動産や売掛債権等の債権などを担保として活用することが考えられるところ、その担保化の方法として、実務上、動産については動産譲渡担保契約や所有権留保契約が、債権については債権譲渡担保契約が広く用いられてきた。</p> <p>もっとも、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関するルールは、明文の規定がなく専ら判例法理によって形成されており、判例の射程が必ずしも明確でない論点や判例がルールを示していない論点もあるため、法的安定性や予測可能性に欠ける面があることから、ルールの明文化・明確化が求められている。</p> <p>以上のことから、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関して明文の規定を整備する必要があり、これに伴って税制上の所要の措置を講ずる必要がある。</p> <p>なお、骨太の方針 2024（令和6年6月閣議決定）において、「不動産担保や個人保証に依存しない資金調達を促進するため、動産、債権その他の財産を目的とする譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法制化の準備を進める」とされている。</p>								

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	